

# 基準一覽(案)

【凡例】○：現行基準と基本的に同様のもの、□：必要に応じて求められるもの  
●：現行基準と異なるもの 番号：規則上の条番号(同じ番号は同内容)

基準	現訪問	訪問A	訪問B	訪問C	現通所	通所A1	通所A2	通所B
基本方針	○	○3	○36	○43	○	○48	○58	○65
従事者の員数	○	●4	●37	●44	○	●49	●59	●66
管理者	○	●5			○	●50	●60	
設備及び備品等	○	○6	●38	●45	○	●51	●61	●61
内容及び手続きの説明及び同意	○	○7		○7	○	○7		
提供拒否の禁止	○				○			
サービス提供困難時の対応	○	○8			○	○8		
受給資格の確認	○	○9			○	○9	○9	○9
心身の状況等の把握	○	○10	○10	○10	○	○10	○10	○10
介護予防支援事業者等との連携	○	○11	○11	○11	○	○11	○11	○11
個別計画の作成	○	□12		○46	○	□12		
総合事業支給費を受けるための援助	○	○13		○13	○	○13	○13	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	○				○			
介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供	○	○14	○14	○14	○	○14	○14	○14
介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助	○	○15	○15	○15	○	○15	○15	○15
サービスの提供の記録	○	○16	○39	○39	○	○16	○39	○39
利用料の受領	○	○17	○40	○40	○	○52	○62	○62
総合事業給付の請求のための証明書の交付	○	○18			○	○18		
利用者に関する町への通知	○	○19	○41	○41	○	○19	○41	○41
緊急時等の対応	○	○20	○20	○20	○	○20	○20	○20
管理者及びサービス提供責任者の責務	○	○21			○	○21	○21	
運営規程	○	○22		○22	○	○53		
事業計画の作成							●63	●63
勤務体制の確保	○	○23	●23-3	○23	○	○23	●23-2・3	●23-3
定員の遵守					○	○54		
非常災害対策					○	○55	○55	○55
衛生管理等	○	○24	○24	○24	○	○56	○56	○56
掲示	○	○25		○25	○	○25		
秘密保持等	○	○26	○26	○26	○	○26	○26	○26
広告	○	○27	○27	○27	○	○27	○27	○27
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	○	○28	○28	○28	○	○28		
苦情処理	○	○29	○29	○29	○	○29	○29	○29
事故発生時の対応	○	○30	○30	○30	○	○30	○30	○30
事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	○	○31	○31	○31	○	○31	○31	○31
会計の区分	○	○32	○32	○32	○	○32	○32	○32
地域との連携等	○	○33	○33	○33	○	○33	○33	○33
身分を証する書類の携行	○	○34	○34	○34				
記録の整備	○	○35	○35	○35	○	○35	○35	○35